

## 2人乗りタンデム自転車の一般道路通行に係る規制緩和 (えひめ夢提案の実現)について

「えひめ夢提案制度」の第10回提案募集(平成21年秋)において、NPO法人シクロツーリズムしまなみから提案のあったこのことについては、提案実現の可否を含めた検討が行われてきたところです(別添の提案様式を参照)。

このたび、愛媛県道路交通規則が一部改正され、次のとおり、平成22年8月1日から県下全域において、2人乗りタンデム自転車による一般道路の通行が可能となります。

### 【規制解除区間】

- ・県下全域の一般道路

しまなみ海道の来島海峡大橋(歩行者・自転車用の部分) 伯方・大島大橋(原付・自転車用の部分) 大三島橋(原付・自転車用の部分)も通行可能となります。

ただし、多々羅大橋は規制解除の対象外です(広島県側への誤走を防止するため)。

### 【対象となるタンデム自転車】

- ・2人乗りで縦列チェーンのもの

3人乗り、4人乗りや横列チェーンのものは規制解除の対象外です。

### <県警本部からのコメント>

- 1 タンデム自転車の通行区分について

タンデム自転車は車道又は路側帯を通行することとなり、歩道を通行することはできません。

- 2 タンデム自転車の安全利用について

タンデム自転車と普通自転車とでは大きさや重量、運転方法が異なります。タンデム自転車を初めて運転する時は、道路以外の場所で安全に運転できることを確認したうえで運転するようにしましょう。

車道等をタンデム自転車で通行する際は、歩行者や車に十分注意しましょう。特に、路側帯を通行するときは歩行者の通行を妨げないような速度と運転方法で安全に通行しましょう。

### <しまなみ海道をタンデム自転車で通行される場合の注意事項>

多々羅大橋(自転車歩行者道)については、タンデム自転車はご利用になれません。

来島海峡大橋(自転車歩行者道)のご通行について、全長2.5mを超えるタンデム自転車は、橋上での転回が困難です。

来島海峡大橋の途中にある馬島の歩行者・二輪車用エレベーターは、エレベーターの規格上、ご利用になれません。

## (参考) タンデム自転車とは

タンデム自転車は、複数のサドルとペダルを装備し、複数人が前後に並んで乗り同時に駆動することができる自転車。通常2人乗りだが、3人乗り、4人乗り等の車種もある。タンデム車ともいう。

後ろに乗る人はハンドルを操作する必要がなく、視覚障害者や足腰の弱い高齢者、子どもなども乗ることができる。パラリンピックでは、視覚障害者がタンデムの後席に乗って行う自転車競技も開催されている。



### <問い合わせ先>

愛媛県 企画情報部 管理局 企画調整課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4 - 2

TEL (089) 912 - 2235

FAX (089) 921 - 2002

E-mail: yume-teian@pref.ehime.jp

## 『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

プロジェクト	1		
提案主体名	特定非営利活動法人シクロツーリズムしまなみ	提案主体分類コード	n NPO法人
提案の公開の可否	公開	「非公開部分有り」の場合は、下記に理由を具体的に記入。	

要望事項(事項名)	一般公道でのタンデム自転車走行の開放	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等	愛媛県道路交通規則 / 第10条	プロジェクト名	タンデム自転車ツアー実現プロジェクト
提案分野	10. 警察分野		
求める措置の具体的内容	<p>タンデム自転車は、本来、道路交通法により公道走行可能な自転車であるが、道路交通法規則の自転車乗車人員に対する規則の中で、2人分の乗車装置を有するタンデム自転車も、規制の枠組みに組み込まれ、公道走行を制限されている地域が多い。公道走行の可否は、各県の公安委員会の定めた規則に委ねられている。愛媛県では、愛媛県道路交通規則 / 第10条(軽車両の乗車又は積載の制限)(1)により自転車専用道路以外の一般公道は走行できない。</p> <p>この規則を改正して、愛媛県内で二輪のタンデム車の運用を可能にして欲しい。</p>		
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本会は、自転車で渡ることができる「しまなみ海道」の特異性に着目し、自転車を地域ブランドと捉えた地域づくりを進めている。しまなみ海道10周年を機に、自転車をそのまま積載できる「サイクルトレインしまなみ号(松山～波止浜間)」の運行、地域の魅力を堪能する自転車ガイドツアーやイベントを実施し、好評であった。ただ、実施の中で、タンデム自転車での参加希望を断ったり、視覚障がいの方がタンデム自転車でサイクリングを楽しむツアー企画への協力要請を断ったり、タンデム自転車の公道走行制限に弊害を感じる場面があった。</p> <p>ロードレースから通勤、買い物まで、自転車の活用方法は多様であるが、しまなみ海道は、農山漁村や海岸等の静かな空間を自転車旅でゆったり楽しむという観点で注目されている。そんな中、「交流」をベースにした「スローサイクリング」を主眼にする本会の取り組みにおいて、今まで自転車に乗る機会がなかった高齢者や障がい者にも有益なタンデム自転車を活用した企画の推進は、地域に新しい自転車文化を創出し、ノーマライゼーションの理念を掲げる全国のタンデム自転車普及活動に大きな影響を与えると考える。自力自転車走行が困難な方にタンデム自転車の後部座席で地域の魅力を満喫してもらうツアーの実現は、「しまなみに行けば、タンデム自転車でサイクリングを楽しむことができる」という、特化した地域ブランドづくりに有効で、愛媛及びしまなみ地域が多様な視点での自転車利用の先駆的地域として、愛好者から注目され、集客に波及効果を生むと考える。</p>		
その他(特記事項)	<p>現在、タンデム自転車の一般公道走行が可能な地域は、長野県、兵庫県、山形県と順次増加している。東京サイクリング協会では「タンデム用自転車の普及に関する調査研究事業」を実施し、その安全活用と全国走行開放に取り組んでいる。時代は、タンデム自転車の一般公道走行の開放にむけて流れている。</p> <p>例えば、山形県の事例では、平成21年7月17日公委規則第8号の改正で、「運転者以外の者を乗車させないこと」という制限の特例に「タンデム車(2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)にその乗車装置に応じた人員を乗車させる場合」という項目が追加され、タンデム自転車の一般公道走行が可能となった。</p>		
最終回答	<p>県内では愛媛県道路交通規則により、一定の条件の下で乗車させる場合を除き、自転車の二人乗りを禁止しております。</p> <p>全国では、都道府県公安委員会規則で、タンデム自転車が道路法上の自転車専用道路以外の一般道を走行できることを規定しているのは、ご提案にありますとおり3県のみです。</p> <p>タンデム自転車は、普通自転車に当てはまらないため、車道を走行することとなりますが、タンデム自転車の特性や愛媛県内の道路事情では、道路交通における安全と円滑に支障を及ぼすおそれがあります。</p> <p>しまなみ海道(広島県側を除く。)においては、来島海峡大橋等では、観光客など多数の歩行者が歩道を散策することから、タンデム自転車が同歩道を通行するためには、安全性を検討した上、規制の見直しをする必要があります。</p> <p>また、橋と橋との間の島内道路は、一般道であることから、その安全性について検証を行う必要もあります。</p> <p>以上のことから、自転車の走行環境が比較的整っているしまなみ海道(広島県側を除く。)については、試験走行を行う等の検証を行い、安全性に問題ないと判断できれば、一部地域を限定したタンデム自転車の走行を可能とする愛媛県道路交通規則の改正を行います。</p> <p>なお、県内全域への適用については、しまなみ海道(広島県側を除く。)におけるタンデム自転車の走行が可能になった場合に、その状況等を踏まえ検討を進めることとします。</p>		
対応区分	A - 4(提案実現の可否を含め検討)		